

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市長公室 健康都市・スポーツ課	
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日	
業 務 名	令和 7 年度尾張旭市スポーツ活動推進事業業務委託	
業 務 の 概 要	(1)スポーツ大会選手派遣事業 (2)スポーツ指導者等育成事業 (3)児童期の運動機会創出事業	
契約金額 (税込)	2, 2 0 0, 0 0 0 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契 約 の 相 手 方	尾張旭市スポーツ協会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由 尾張旭市スポーツ協会は、昭和 2 8 年に発足後、市民スポーツ大会、市民ジョギング大会などの市主催行事を多く受託し、長年貢献を重ねてきた団体である。また、当該団体は大会に参加する選手の支援やスポーツ団体の指導者の育成及びクラブ設立運営のノウハウの提供を組織的に行うなど、本市のスポーツ振興を支える重要な役割を果たしており、当該業務を受託できる団体は他に存在しないため選定する。	

※契約内容についてのお問い合わせ先は、市長公室健康都市・スポーツ課です。